

第七十一号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例
江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の二中学校の部中

「江戸川区立小松川第一中学校 江戸川区平井四丁目七番二一号

同 小松川第二中学校（夜間学級を除く。） 同 小松川二丁目一

同 小松川第二中学校（夜間学級に限る。） 同 平井三丁目二〇

同 小松川第三中学校 同 平井五丁目三番一一号

○番二号
番一号 を

「

「江戸川区立小松川中学校 江戸川区平井三丁目二〇番一号

同 小松川第二中学校 同 小松川二丁目一〇番二号」 に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小・中学校の統合に関する基本指針に基づき、江戸川区立小松川第一中学校と江戸川区立小松川第三中学校を廃止し、統合校として江戸川区立小松川中学校を設置するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。